

アスベスト被害者の救済及び支援の拡充等を求める意見書

建設業従事者等がアスベストによる健康被害について、国及び建材メーカーらに損害賠償を求めて提起した訴訟に係る最高裁判所令和3年5月17日判決において、一人親方を含む屋内建設作業員に対する国の責任と一部建材メーカーの責任が認められた。

これを受け、国は和解手続を進めるとともに、同日時点で未提訴の建設アスベスト被害者に対する給付金の支払を定めた特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（建設アスベスト給付金法）を施行し、建設アスベスト給付金制度による給付金請求の受付を開始したところである。

しかしながら、建材メーカーの責任については、建設アスベスト給付金法の附則において、補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずると規定するにとどまっている。加えて、給付金の支給対象者についても、屋外建設作業員が対象外であるなど一部に限定されているとの問題点が指摘されている。

また、近年、アスベストに関しては、大気汚染防止法を改正し、全てのアスベスト含有建材に規制対象を拡大するなどの対策を行っているものの、国民の健康被害を防止するには、更なる対策の強化とともに周知を徹底する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 給付金の支給のために創設された建設アスベスト給付金制度について、最高裁判所において責任が認められた建材メーカーに対しても応分の負担を求め、建設アスベスト被害者の救済に向けた施策の推進を図ること。
- 2 建設アスベスト被害者が等しく救済される仕組みとなるよう、給付金の対象を拡大するなど、必要な措置を行うこと。
- 3 国の住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅・建築物アスベスト改修事業について、調査・除去に係る費用の助成を拡充すること。
- 4 国民に対し、アスベストの健康被害やアスベストに関する法令改正について、周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

宛（各 通）